

議案第 6 4 号

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

平成 2 5 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成元年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「。ただし、3輪以上で箱型のものを除く。」を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車

第5条第1項第1号中「使用者」の次に「(横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウディタウン駅前駐車場を除く。)」を加える。

第14条の2第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1中「有料駐車場」を削る。

別表第2備考第4項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第2条 三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「(横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウディタウン駅前駐車場を除く。)」を「(三田駅前駐車場及び新三田駅前駐車場に限る。)」に改める。

別表第2中「、新三田駅前駐車場及び相野駅前駐車場」を「及び新三田駅前駐車場」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の

使用に係る使用料については、なお従前の例による。